

# **いじめの早期発見・早期対応の手引**

—小・中学校編—

平成 1 9 年 3 月

福岡県教育委員会



## はじめに

現在、いじめの問題の解決は、我が国の教育における喫緊の課題となっており、昨今、全国各地においていじめを苦にしたと考えられる児童生徒の自殺が相次いで発生するなど、大変憂慮すべき状況にあります。

いじめの問題の原因・背景につきましては、児童生徒を取り巻くさまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられますが、その解決に当たっては「いじめは絶対に許されない行為である」という強い認識のもと、学校、家庭、地域社会が一体となった取組が重要であると考えます。

また、長期にわたるいじめは、児童生徒の心身に大きな苦痛を与えるとともに、生涯にわたって深刻なダメージを与え続けることが指摘されております。いじめを早期に発見し、適切な指導により、一日も早く解決していくことが教育に携わる者一人一人に課せられた責務であると考えられます。

このような観点から、県教育委員会では、先に「いじめ問題への対応の徹底」と「豊かな人間性を育む教育活動の推進」を中心とした「福岡県いじめ問題総合対策」を策定しております。

そこで本書は、「福岡県いじめ問題総合対策」に基づき、学校現場において日常的に活用いただけるよう、いじめに関する基礎理論を示した「いじめの問題に対する基本的考え方」と、実際に学校現場で活用いただく「いじめの早期発見のための取組」、「いじめの早期対応の取組」、「いじめの早期発見・早期対応のための校内体制」の4つの柱から構成しております。

各学校におかれましては、本書を熟読され、いじめの問題に関して共通理解を図るとともに、本書で例示した「チェックポイント」等を活用し、いじめの早期発見に努めていただきたいと思います。

そして、本書の活用による適切な指導のもと、すべての児童生徒が生き生きと目を輝かせ、楽しい学校生活を送ることができるよう願ってやみません。

そのためにも、本書が、一人一人の先生方の手元に置かれ、有効に活用されることを切に希望いたします。

平成19年3月

福岡県教育委員会教育長 森山 良一

# 《 目 次 》

## 第1章 いじめの問題に対する基本的考え方

1	いじめとは	1
2	いじめの構造	2
3	いじめの問題から考えるべきこと	3
4	いじめに対する基本姿勢	4
	(1) 学校として、なすべきこと	4
	(2) 教師として、なすべきこと	5
5	いじめの問題への対応の手順	6

## 第2章 いじめの早期発見の取組

1	いじめのサインと早期発見の方法	7
2	「チェックポイント」の活用 ～教師の視点から～	8
	(1) 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」の基本的考え方	8
	(2) 「チェックポイント」の活用方法	9
	(3) 「チェックポイント」の項目	11
3	「チェックリスト」《ダイジェスト版》の活用 ～教師の視点から～	19
	(1) 《ダイジェスト版》の基本的考え方	19
	(2) 《ダイジェスト版》の活用方法	19
	(3) 《ダイジェスト版》の項目	21
4	学校生活アンケートの活用 ～児童生徒の視点から～	22
	(1) 学校生活アンケートの基本的考え方	22
	(2) 学校生活アンケートの活用場面	24
	(3) 学校生活アンケートの調査内容	25
	(4) その他のアンケート調査	28
5	家庭用チェックリストの活用 ～保護者の視点から～	29
	(1) 家庭用チェックリストの基本的考え方	29
	(2) 家庭用チェックリストの項目	29
	(3) 家庭用チェックリストの活用方法	30

### 第3章 いじめの早期対応の取組

1	いじめられた児童生徒への対応	31
	①事実関係の把握	
	②安全確保と全面支援	
	③関係者への報告・連絡・相談	
	④支援体制の確立	
	⑤対人関係能力の向上と適応促進	
2	いじめた児童生徒への対応	35
	①事実関係の確認	
	②関係者への報告と確認	
	③指導方針の立案と共通理解	
	④規範意識の育成と人間関係づくりの改善	
3	周りの児童生徒に対しての指導の在り方	38
4	保護者への対応における配慮事項	39
5	関係機関・相談機関との連携	40

### 第4章 早期発見・早期対応のための校内体制

1	校内いじめ問題対策委員会	41
2	生徒指導部・学年部	42
3	職員会議・校内研修会	43

資料（文部科学省通知「いじめの問題への取組の徹底について」18文科初第711号） -- 48

【引用・参考文献】

【編集委員】



# 第1章 いじめの問題に対する基本的考え方

## 1 いじめとは

### 定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- (注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。
- (注5) けんか等を除く。

※文部科学省調査における定義による

県としては、この定義の解釈を以下のように考える。

- 「表面的・形式的に行うことなく」とは、いじめの有無を、アンケート調査等の数値のみで判断したり、一時的な様相観察から主観的に判断したりしないこと。
- 「心理的、物理的な攻撃」とは、いじめの態様のこと。具体的には以下のような態様を指す。

### 解釈

心理的な攻撃：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。仲間はずれや集団による無視をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる。などの心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるもの。

物理的な攻撃：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等の身体的攻撃。その他、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりすること。等

- 「いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する」とは、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

### 運用

学校においては、児童生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまでも調査のための指標であり、学校は常に児童生徒の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導することが肝要である。

◇ いじめは、個人の人権を否定する問題であり、一人一人の個性をも否定する問題です。

弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない人権侵害です。また、個性尊重の精神を培うために、関係者のすべてが真剣に取り組むべき問題です。

◇ いじめは、教師の児童生徒観や人間性と、指導の在り方が問われる問題です。

教師の日頃の言動が児童生徒に与える影響は大きく、教師自身の教育観や人間性が問われると同時に、当事者だけでなく全ての児童生徒の生き方に関わる問題です。

◇ いじめは、学校・家庭・関係諸機関等が一体となって取り組むことが必要な問題です。

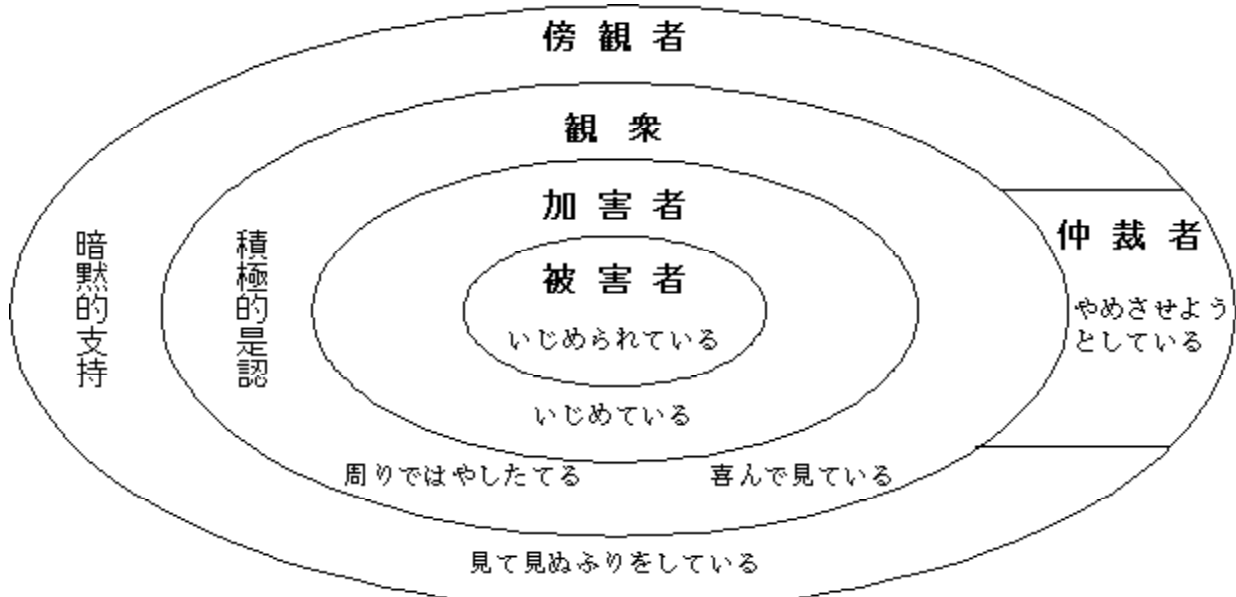
いじめの問題については、学校だけで解決することに固執することなく、保護者及び教育委員会等の関係諸機関と適切な連携を図り、誠意をもって対応することが必要な問題です。

◇ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している問題です。

いじめの問題の解決のためには、家庭がきわめて重要な役割を担っています。日頃から学校と家庭の連絡を密にし、家庭の教育機能の充実を図る必要があります。

## 2 いじめの構造

◇ いじめの多くは、このような4つの層からなっています。



【いじめ集団の構造】（森田・清永、1986）をもとに作成

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている子にとっては、支え（味方）にはなりません。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だと言えます。

また、この4つの層は、固定したものではなく入れ替わることもあります。

「被害者」が「加害者」に、「観衆」や「傍観者」が「被害者」になることもあります。つまり、誰もが「被害者」「加害者」になる可能性があるということです。この不安感が、いじめの陰湿化を招いたり、いじめを外から見えにくくしていると考えられます。

いじめが行われたとき、周囲の者がはやし立てたり見て見ぬふりをしたりすることで、いじめは更に助長され深刻化します。しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示すとき、いじめは抑制されます。つまり、いじめは集団の行動の在り方と大きく関係しているのです。



### 3 いじめの問題から考えるべきこと

いじめに関する実態を分析してみると、教師として考えなければならないことがたくさんあります。以下に、主なものをまとめました。

#### 【いじめに関する実態】

多くの教師が、いじめの実態に気づかなかったと言っています。



#### 【考えるべきこと】

いじめられている子どもが発するわずかなサインも見逃さないようにするために、いじめの問題に対する基本的考え方を正しく認識することが大切です。

深刻な事例では、誰にも相談できず、誰も頼ることができないと、「自ら命を絶つ」場合もあります。



いじめは、「いじめる側が悪い」ことを児童生徒に認識させ、必ず誰かに相談することを繰り返し指導することが大切です。

学校の規模や周りの環境に関係なく発生しています。



小規模校だから、今は落ち着いているから、といって安心せずに「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる。」と、危機意識を持ち続けることが重要です。

いじめが解消したと判断した事例からも自殺者が発生しています。



解消したと思える事例でも、いじめが再発する可能性があり、全教職員での継続した見守りが必要です。

様々な時間・場所において、いじめが発生しています。



部活動の時間や清掃時間等でも発生しており、担任教師のみならず、顧問や担当教師等が連携した対応が必要です。

学校と保護者との認識の違いや、学校の対応が保護者・関係者・教育委員会に正確に伝わっていない事例が発生しています。



事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、指導の経過や今後の指導方針を保護者に明確に説明して緊密な連携を図り、誠実に対応するとともに、事実を隠蔽することなく、教育委員会や関係諸機関との連携を密にしていくことが重要です。

## 4 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと  
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと  
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

### (1) 学校として、なすべきこと



#### ◇ いじめは、いじめる側の問題であるという共通理解を図ること

「いじめられる子にも問題がある」という誤った考え方をしないことです。

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない、という強い認識を持つことです。

また、児童生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなるという認識を持たせることが大切です。

教師一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、児童生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、日ごろから教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図ることが重要です。

#### ◇ 教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図ること

学校規模や学級の児童生徒数の多少にかかわらず、いじめはどの学校でもどの子にも起こりうるという危機意識をもって、教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図ることです。

「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」(p 11～p 18)等を参考にして、これまでの教育活動(部活動も含めて)を振り返り、評価・改善していくことも必要です。いじめの早期対応に当たっては、すべてを担当まかせにせず、校内いじめ問題対策委員会など全校的な組織体制を確立し、校長のリーダーシップの下で全教職員が一致協力して継続的に取り組むことが大切です。

#### ◇ 家庭・地域・関係諸機関との連携を深めること

いじめられている子を最後まで守り抜くには、学校だけではなく、家庭・地域・関係諸機関と連携することが大切です。特に、保護者との信頼関係は、いじめの問題の解決に不可欠です。また、必要に応じて、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図ることです。

いじめの態様として最も高い比率を占めているのが「冷やかし・からかい」です。児童生徒の身近な存在である教職員は、自らの言動が児童生徒に大きな影響力をもつことを、十分認識する必要があります。

また、体罰は、いついかなる場合でも、適切な指導法とは決して言えません。体罰をすることにより教師自身が暴力を肯定していることになるのです。いじめの態様には、「言葉での脅し」や「暴力」が多いことを改めて認識すべきです。

## (2) 教師として、なすべきこと

### いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところでも起こります。「チェックポイント」等を参考にして、教師自身がいじめを見抜く感性を磨くことです。

### 不安や悩みを受容する姿勢をもつこと

児童生徒の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、問題の解決にむけて粘り強く対応します。

### 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること

教師と児童生徒との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童生徒の「自信」と「やる気」を引き出すことです。

### 心の居場所づくりに努めること

児童生徒一人一人が自己存在感を感じられるように、教師と児童生徒及び児童生徒相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努めることです。



### 一人一人の心の理解に努めること

連絡ノート等を通じた心の交流をしたり、休み時間や清掃時間等も児童生徒と一緒に活動したりして、全児童生徒に一日に1回は声かけをしてみる事です。

### いじめは許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識にかかわる題材を取り上げる等、日ごろから、いじめを許さない学級風土をつくることです。



### 互いに個性を認め合う学級経営に努めること

児童生徒の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけとならないように、児童生徒同士が一人一人の違いを個性として認め合う学級経営に努めることが大切です。

### いじめを受けた児童生徒を最後まで守ること

まず、いじめを受けた児童生徒の苦しみを受容することです。「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした対応をすることが大切です。

### 教師間で連携・協力して問題の解決に当たること

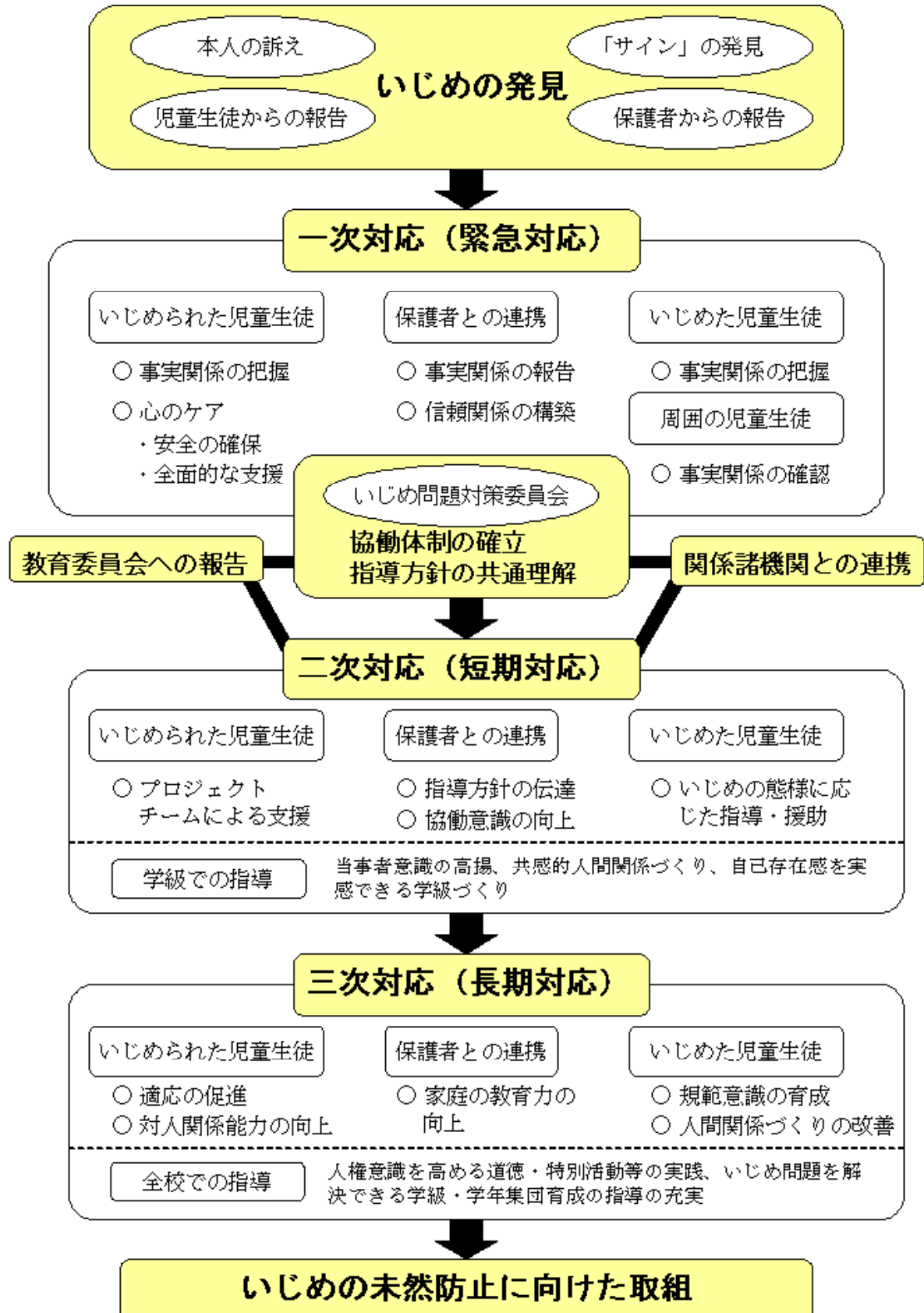
担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、養護教諭をはじめ他の教師に協力を求める勇気と責任をもつことです。

### 児童生徒や保護者からの声に誠実に応えること

日ごろから、本人や保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がけることです。

## 5 いじめの問題への対応の手順

短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、迅速かつ適切に対応することが重要です。



## 第2章 いじめの早期発見の取組

### 1 いじめのサインと早期発見の方法

いじめのサインは、いじめを受けている児童生徒本人からも、いじめている児童生徒の側からも出ています。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応することが重要です。

◇ **児童生徒が出すサイン**（詳細は「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」p11～p18 参照）

※いじめの早期発見のための視点をまとめると以下のようになります。

日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日ごろと違う表情（視線に注目）をしていませんか。</li> <li>○ 理由のはっきりしない遅刻や欠席がありませんか。</li> <li>○ 落ち着きがない、おどおどしている等の様子はありますか。</li> </ul>
他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループを作るときにいつも最後まで残っている児童生徒はいませんか。</li> <li>○ 友達からのあいさつや言葉かけが少ない児童生徒はいませんか。</li> </ul>
特定の児童生徒への対応の差異に注目する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしていませんか。</li> <li>○ 特定の児童生徒が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていませんか。</li> </ul>
学級の雰囲気注目する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学級全体に無気力感が漂っていませんか。</li> <li>○ 一部のボスの児童生徒を中心に小集団化して、相互の対立や享樂的雰囲気はありませんか。</li> </ul>

◇ **早期発見のための方法**

早期発見のための方法としては、上に挙げた視点から観察したり、いろいろな情報を積極的に収集したりして、児童生徒を客観的に理解する方法等が考えられます。

観 察	<p>授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、様相チェックを心がける。また、学級ノート等を通しての児童生徒理解に努める。</p> <p>※ 視点をまとめたものが「チェックポイント」です。</p>
情報収集	<p>定期的な教育相談や学級・学校での相談ポストの設置、連絡ノートによる家庭連絡等を通して、児童生徒・保護者からの情報に耳を傾け積極的に収集する。</p> <p>また、他の教職員や地域からの情報にも留意する。</p>
客観的理解	<p>Q-U検査（学級満足度調査）、性格検査、親子関係診断検査、ゲス・フー・テスト等の検査や面接、アンケート調査を通して客観的理解に努める。</p>



## 2 「チェックポイント」の活用 ～教師の視点から～

### (1) 「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」の基本的考え方

いじめは複雑化・潜在化し、大変見えにくくなっています。しかし、いじめられている児童生徒は何らかのサインを発しているものです。

このため、本書では、P 7に示す「日常と比べて表情や言動に変化がないか注目する」、「他の児童生徒と比べて違った言動や表情に注目する」、「特定の児童生徒への対応の差異に注目する」、「学級の雰囲気に着目する」の4つの視点から、いじめ等の人間関係のトラブルを早期に発見するための「チェックポイント」を作成しました。

※  
1日の学校生活を時系列で8分割してとらえるようにし、「児童生徒をとらえる視点」「児童生徒を観る具体的なポイント」「教師自らを振り返るポイント」の3つの項目から構成しました。この3つの項目の意味は次のとおりです。

※8分割：学校生活を「①登校時から朝の会」「②教科等の時間」「③休み時間」「④昼食時間」「⑤清掃時間」「⑥帰りの会から下校時」「⑦クラブ・部活動の時間」「⑧学校生活全般」に分けています。

① 【登校時から朝の会】	
児童生徒をとらえる視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 登校時の時間割・形振り</li> <li>□ 朝のはじめの出会いでの表情・声かけ</li> <li>□ 朝自習や朝の会での参加態度、雑談風景での表情・反応</li> <li>□ 始業前の心算の準備姿勢、夜時の準備の様子</li> </ul>
児童生徒を観る具体的なポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>A いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。</li> <li>B 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。</li> <li>C 自分からあいさつをしようと思わず、友達からのあいさつや声かけもない。</li> <li>D 教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。</li> <li>E 元気がなく、顔色がすぐれない。</li> <li>F はっきりした理由もなく欠席する。</li> <li>G 雑談風景で元気がない返事をしたり、返事をしなかったりする。</li> <li>H 雑談風景で、頭痛・腰痛・体調不良をよく訴える。</li> <li>I 遅刻・早退が目立ってきている。</li> <li>J 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。</li> <li>K 次の準備の準備をしないで、ぼんやりしていたりそわそわしていたりしている。</li> </ul>
教師自らを振り返るポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>A 児童生徒の登校時刻、形振りを把握し、それに合った暖かい対応ができていますか。</li> <li>B 教師の側から「おはよう」の声かけをし、児童生徒の心理状態を把握していますか。</li> <li>C 朝自習での態度や道具合等を把握し、称賛・励ましと児童生徒相互の教え合いを奨励していますか。</li> <li>D 雑談風景で、一人一人を視診するとともに、気になる子への声かけをしていますか。</li> <li>E 朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせていますか。</li> <li>F 朝の会で欠席者の理由を伝え、教師の暖かい思いやりを学年全員（児童生徒一人一人）に伝える工夫をしていますか。</li> <li>G 児童生徒の遅れてくる原因を追究する前に、暖かく迎える雰囲気を作っていますか。</li> <li>H 次の準備に対しての意欲付けをしていますか。</li> </ul>

#### 「児童生徒をとらえる視点」

学校生活の場面を8つの時系列に分け、児童生徒をとらえる視点を整理しています。

#### 「児童生徒を観る具体的なポイント」

上記の各視点に基づき、具体的な場面を想定し、それぞれいくつかのポイントを示しています。

#### 「教師自らを振り返るポイント」

いじめや人間関係のトラブル等を生まないための教師の積極的な関わり方を示しています。

## (2) 「チェックポイント」の活用方法

活用方法としては、学級担任等が「チェックポイント」をもとに、気になる児童生徒を抽出し、指導方針等の共通理解を図るための資料作成に活用することが考えられます。

例えば、「児童生徒を観る具体的なポイント」をもとに学校生活での児童生徒の変容からいじめ等の早期発見に活用する方法や、「教師自らを振り返るポイント」をもとにした校内研修等の資料として活用する方法などが考えられます。

### 活用例① 学校全体で総点検を行う際の活用例

時系列ごとに、「チェックポイント」をもとに複数の教師等で分担して観察し、担任や関係職員が、児童生徒を多角的に理解する資料として活用します。

#### ◇ 「チェックポイント」の時系列の8分割ごとの担当者例

【登校時から朝の会】登校時：担任、副担任、学年主任、生徒指導主事(生徒指導担当)

朝の会：担任、副担任、養護教諭 等

【教科等の時間】担任、教科担任、教務主任、スクールカウンセラー 等

【休み時間】担任、養護教諭、生徒指導主事(生徒指導担当)、教育相談担当者 等

【昼食時間】担任、栄養教諭、給食指導担当、栄養士 等

【清掃時間】担任、清掃区域担当、清掃指導担当 等

【帰りの会から下校時】帰りの会：担任、副担任、学年主任、養護教諭 等

下校時：担任、副担任、生徒指導主事(生徒指導担当) 等

【クラブ・部活動の時間】クラブ担当、部活動顧問・副顧問、各主任・主事 等

### 活用例② 日常的・継続的な活用例

8分割した日常の学校生活の中から、学校の状況に応じて、特に児童生徒の変化がとらえやすいと考えられる場面を取り出し、継続的に調査する方法が考えられます。

例えば、【登校時から朝の会】の児童生徒の様子を、「児童生徒を観るポイント」をもとに、観察した教師が、結果を担任や関係職員に回覧することで、情報提供や共通理解を図ることができます。

#### 【登校時から朝の会】の「チェックポイント」(例)

5月15日 1年3組

担当者の回覧が確認できるような欄を作ります。

担任	副担任	学年主任	生徒指導主事(係)	養護教諭	教頭
印	印	印	印	印	印

チェックポイント	児童生徒氏名
A いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。	福岡さん・佐賀さん
B 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。	該当児童生徒なし
C 自分からあいさつしようとせず、友達からの…(略)	長崎さん
D 教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりした…(略)	熊本さん・大分さん

特記事項（児童生徒の様子で上記の項目以外で気になったこと）
<div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↑</div>

細かな観察ができるように、チェックポイントの項目以外で気づいたことがあれば、記入できるような欄を作ります。
 「児童生徒氏名」は、担任が記入した後に、担当教師が付加していきます。

### 活用例③ 校内研修会の資料としての活用

「チェックポイント」の「教師自らを振り返るポイント」を活用した調査を行い、自校の課題の把握や解決のために活用することが考えられます。

いじめを発見する際の子どもの見方や観察の観点を共通理解したり、いじめを見逃さないために教師の感性を豊かにしたりするための資料として活用します。

教師の意識と感性を高めるための振り返りシート（例）

自校の課題をより明確化させるために「ふつう」を削除することも考えられます。
 氏名： \_\_\_\_\_  
(無記名も考えられます)

No.	チェックポイント	いつも	時々	ふつう	あまり	全く
1	児童生徒の登校時刻、形態等を把握し、…(略)					
2	教師の側から「おはよう」の声かけをし、…(略)					
3	学習の遅れがちな児童生徒も、学習中に…(略)					
4	遊びに入れない児童生徒をそのままにしないで…(略)					
5	仕事は全員で分担して仲良く協力できるように…(略)					
6						

チェックポイントは、「教師自らを振り返るポイント」をもとに、自校の実態や課題に応じて選択して掲載します。

### ◇ 「チェックポイント」活用上の留意点

数量だけでは判断しないこと。	単純にチェックされた項目の数量だけで、いじめの程度等を判断せず、日常生活をきちんと観察するとともに、児童生徒の話を傾聴してください。
ポイントを過信しないこと。	チェックポイントは一つのサンプルです。教師の目で内容をさらに具体化してください。
対応が目的であること。	チェックをすることだけが目的ではありません。適切かつ迅速な対応を心がけてください。
総合的に判断すること。	心理検査等の客観的な情報や、多くの教師の目で見た情報と合わせて総合的に判断してください。



### (3) 「チェックポイント」の項目

#### ① 【登校時から朝の会】

##### 児童生徒をとらえる視点

- 登校時の時間帯・形態
- 朝のはじめの出会いでの表情・声かけ
- 朝自習や朝の会での参加態度、健康観察での表情・反応
- 始業前の心身の準備態勢、次時の学習の準備

##### 児童生徒を観る具体的なポイント

- A いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。
- B 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。
- C 自分からあいさつをしようとせず、友達からのあいさつや声かけもない。
- D 教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。
- E 元気がなく、顔色がすぐれない。
- F はっきりした理由もなく欠席する。
- G 健康観察で元気のない返事をしたり、返事をしなかったりする。
- H 健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
- I 遅刻・早退が目立ってきている。
- J 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。
- K 次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたりそわそわしていたりしている。

##### 教師自らを振り返るポイント

- ア 児童生徒の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができていますか。
- イ 教師の側から「おはよう」の声かけをし、児童生徒の心理状態を把握していますか。
- ウ 朝自習での態度やでき具合等を把握し、称賛・励ましと児童生徒相互の教え合いを奨励していますか。
- エ 健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる子への声かけをしていますか。
- オ 朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせていますか。
- カ 朝の会等で欠席者の理由を伝え、教師の温かい思いやりを学級成員(児童生徒一人一人)に伝える工夫をしていますか。
- キ 児童生徒の遅れてくる原因を追求する前に、温かく迎える雰囲気を作っていますか。
- ク 次の学習に対しての意欲づけをしていますか。

## ② 【教科等の時間】

### 児童生徒をとらえる視点

- 学習への心構えや宿題・課題、学用品等の準備
- 学習への参加態度と集中度、発表・発言・グループ編成
- 学習の達成度・理解度

### 児童生徒を観る具体的なポイント

- A 宿題・課題等の忘れ物が多くなってきている。
- B 教室に入れず、保健室や職員室へ来て時間を過ごす。
- C 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- D 授業開始時、机上や机の周りに学用品等が散乱している。
- E 教科書・ノートなどが落書きされたり、汚されたりしている。
- F 心身の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。
- G おどおどして発言をためらったり、うつむいたりしている。
- H 特定の児童生徒が間違えたり失敗したりすると、やじられたり笑われたりしている。
- I 特定の児童生徒をほめると、周りの児童生徒があざけ笑ったりしらけたりしている。
- J 特定の児童生徒が、学習内容と全く関係のないことを発言し(させられ)て、みんなの笑い者になっている。
- K 二人組やグループを作って学習するとき、特定の児童生徒が取り残されている。
- L 班やグループを代表しての発表や活動等で、特定の児童生徒がさせられている。
- M 特定の児童生徒に対し、周囲の児童生徒が机・椅子を離して座ろうとしている。
- N 特定の児童生徒が入った係等に、他の児童生徒が入りたがらない。
- O 学習意欲がなく、学習内容が理解できなくなるなど、学習状況の悪化がある。
- P これといった明確な理由がないのに、学習成績が急激に下がっている。

### 教師自らを振り返るポイント

- ア 笑顔で入室するなど児童生徒との出会い時の態度に気をつけていますか。
- イ 児童生徒を否定するような言葉や態度で授業を始めていませんか。
- ウ 学習準備・学習態度ができていない児童生徒に対し、原因を探り、援助・指導をしていますか。
- エ 教師の思惑と違う考えや誤答を大切にした学習にしていますか。
- オ 児童生徒が安心して発言できる学習の雰囲気づくりをしていますか。
- カ 学習の遅れがちな児童生徒も、学習中に活躍できる場を保障していますか。
- キ 学習の遅れがちな児童生徒、つまずいている児童生徒に、個別指導を行っていますか。
- ク 児童生徒の多様な考えが発揮できる場、自己決定できる場を意図的に設けていますか。
- ケ まとめの段階で、児童生徒の理解度を把握するように努めていますか。

### ③ 【休み時間】

#### 児童生徒をとらえる視点

- 休み時間中の友人関係（グループ内の力関係）
- 休み時間中の過ごし方（遊びの様子、表情）
- 休み時間終了時の様子（衣服の乱れ、破れ、道具の後始末）

#### 児童生徒を観る具体的なポイント

- A これまで仲のよかったグループから外されている。
- B どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。
- C 休み時間に、自分の席から離れないようにしている。
- D 休み時間に、トイレや相談室等に閉じこもっていることが多い。
- E 自分から友達に声かけをせず、誘われるまま元気なくついて行っている。
- F 保健室に出入りすることが多くなってきている。
- G 特別な用事もないのに、職員室に入ってきたり、近くをうろうろしたりしている。
- H 教師に必要以上に寄り添ったり、隠れるようにして話をしたりしている。
- I 遊びの中で笑いにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- J 一緒に遊んでいるように見えても、表情がさえずおどおどした様子が見られる。
- K 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしている様子が見られる。
- L 遊びの中で、いつもオニの役やいやな役をやらされている。
- M プロレスの遊びや〇〇ごっこのようなことに無理やり加えられている。
- N ある特定の児童生徒が、異性に対して、異様な声かけやふざけとも受け取れる行為をしている。
- O 休み時間前にはなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等が見られる。
- P 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。
- Q 一人で、寂しそうに教室に帰ってくる。

#### 教師自らを振り返るポイント

- ア 児童生徒が遊び仲間を作って遊びに行く様子を観察していますか。
- イ 遊びに入れたい児童生徒をそのままにしないで、誘い合って遊ぶことができるように働きかけをしていますか。
- ウ 教師自ら、できるだけ児童生徒と一緒に遊び、過ごすように心がけていますか。
- エ 教室にいる児童生徒と話したり、気になる児童生徒への声かけをしたりしていますか。
- オ 児童生徒との会話や声かけを通して、悩み・不安などを把握しようとしていますか。
- カ 「これは遊びです。」という児童生徒の言葉を鵜呑みにしていませんか。
- キ 児童生徒の表情などから、休み時間の満足度を把握しようとしていますか。
- ク 授業終了の時刻と授業開始の時刻を守り、休み時間を確保していますか。

#### ④ 【昼食時間】

##### 児童生徒をとらえる視点

- 準備の仕方や配膳の方法（配り漏れ、配膳時の反応）
- 食事中の会話・食欲・机配置
- 後片付けの様子

##### 児童生徒を観る具体的なポイント

- A 敬遠しがちなメニューを、特定の児童生徒に山盛りに盛りつけている。
- B 特定の児童生徒への配り忘れ（意図的）がある。
- C 特定の児童生徒が配膳をすると、周りの子が受け取ろうとしない。
- D 給食当番の時、いつも重いものや数が多いものの当番になっている。
- E 順番に並ぶ必要がある時、特定の児童生徒のそばに並ぼうとしない。
- F よく腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりしている。
- G グループ(班)を作って会食する時、特定の児童生徒の机だけが、他の子の机から少し離されていたり、そのまま机等がぼつんと残されたりしている。
- H 特定の児童生徒が話しかけても無視して会話に入れない。
- I グループでの話題として、特定の児童生徒の悪口や失敗等が中心になり、面白そうに会話している。
- J 特定の児童生徒だけが、一人で食器等を片付けさせられている。
- K 食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされている。
- L 特定の児童生徒が、好きな物を他の児童生徒からもらい集めている。
- M 給食のエプロンを複数洗濯してくる。

##### 教師自らを振り返るポイント

- ア 給食当番の児童生徒が役割分担を決めるとき、その決める方法を把握していますか。
- イ 児童生徒と一緒に食事の準備をしていますか。
- ウ 全員がそろって「いただきます」「ごちそうさま」をしていますか。
- エ 意図的・計画的にグループ(班)に入り、会食をしていますか。
- オ グループ(班)に入って会食しながら、一人一人の児童生徒を把握するとともに、教師と児童生徒の相互理解を図ろうとしていますか。
- キ 個々の児童生徒の偏食・量・速さ等の大体を把握しようとしていますか。
- ク 後片付けは、児童生徒に一任しないで、その様子を最後まで見届けていますか。
- ケ 給食の準備中に、全員が教室にいることを確認していますか。

## ⑤ 【清掃時間】

### 児童生徒をとらえる視点

- 清掃時の仕事分担や取りかかり状況、清掃道具の割り当て
- 清掃時の活動状態
- 清掃後の様子や後始末

### 児童生徒を観る具体的なポイント

- A 特定の児童生徒と同じ清掃区域になりたがらない。
- B いつもみんなの嫌がる仕事や場所が割り当てられる。
- C 特定の児童生徒のぞうきん等の清掃道具がなくなったり、ゴミ箱等に捨ててあったりする。
- D 特定の児童生徒だけが清掃道具を持たないで清掃したり、いつも一番古い清掃道具を使って清掃をしたりしている。
- E 他の児童生徒と一緒に清掃しているのに、一人だけ離れた場所にいる。
- F 机・椅子の移動時、特定の児童生徒の机・椅子が取り残されたり、誰も移動しようとしなかったりする。
- G 特定の児童生徒だけが、誰もやりたがらない分担・役割をさせられているようなことがある。
- H 特定の児童生徒がぞうきんがけ等をしているとき、他の児童生徒がそれを邪魔したり、ふざけた言動をしたりしている。
- I 清掃後、清掃前に比べ、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりしている。
- J 他の児童生徒は既に清掃を終わらせているのに、特定の児童生徒が掃除や後片付けをしている。
- K 清掃後の授業に遅れてくることが、頻繁にある。

### 教師自らを振り返るポイント

- ア 児童生徒に仕事分担や清掃用具の分配を任せている場合でも、分担や分配等の方法を把握し、適切な指導・助言をしていますか。
- イ 仕事は全員で分担し仲良く協力できるように、その都度、援助・指導していますか。
- ウ 常日ごろから、児童生徒と一緒に清掃する機会を持っていますか。
- エ 自分の担当の清掃区域がいくつかに分かれている場合、担当の清掃区域を必ず一回は見回りをしていますか。その際、見回る順番は固定化されていませんか。
- オ 清掃を怠けている児童生徒を指導する度合い以上に、一生懸命清掃している児童生徒に「頑張っているね」「ありがとう」等の声かけをしていますか。
- カ 清掃道具の後始末までの様子を観察し、最後まで頑張った児童生徒に対してねぎらいの声かけをしていますか。

## ⑥ 【帰りの会から下校時】

### 児童生徒をとらえる視点

- 帰りの会の参加態度、一日の反省
- 帰りのあいさつでの表情、その後の行動
- 下校時の様子、形態

### 児童生徒を観る具体的なポイント

- A 帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。
- B 帰りの会で配布したプリント等が特定の児童生徒だけに渡らない。
- C 特定の児童生徒が、いつも帰りの会で追及される。
- D 何か事が起きると、いつも特定の児童生徒のせいにされる。
- E 下校近くになると、不安そうな表情をして落ち着かない。
- F 特別な用事がないのに、教室に残ってなかなか帰ろうとしない。
- G 用事がないのに教師の近くや職員室の周りをうろうろしている。
- H 朝や昼には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- I いつも一人で下校するか、校門の近くなど教師の目の届きにくい所に友達が待ち伏せしていて一緒に帰る。
- J 特別な理由もないのに、あわてて下校する。
- K 下校の通学路で、いつも友達の荷物等を持たされている。
- L 自転車通学の児童生徒なのに、たびたび走らされて下校している。
- M 帰るときになって特定の児童生徒の下靴等がなくなっていることが分かり、捜してもなかなか見つからない。

### 教師自らを振り返るポイント

- ア 帰りの会の運営について援助・指導していますか。
- イ 一日の生活を振り返らせ、自己を見つめさせる工夫をしていますか。
- ウ 帰りの会を事務的な連絡事項だけに終わらせず、教師と児童生徒との心の交流を図る場として位置づけていますか。
- エ 良かったこと、うれしかったことなどを称賛し合う場を確保していますか。
- オ 教師から見えて一日の生活で良かったこと、反省すべきこと等を話し、明日への意欲をもたせようとしていますか。
- カ 帰りのあいさつをする時、児童生徒の表情を素早く観察し、普段の表情と変化がないか確認していますか。
- キ 一人一人の児童生徒に声をかけたり握手したりして、別れのあいさつをしていますか。
- ク 友達との集団下校を奨励していますか。
- ケ 問題を抱えた児童生徒、気になる児童生徒に対しての個別相談をしていますか。



## ⑦ 【クラブ・部活動の時間】

### 児童生徒をとらえる視点

- 部活動の準備
- 部活動への参加態度と集中度
- 部活動の終了時の後片付けの様子

### 児童生徒を観る具体的なポイント

- A 一人で準備や後片付けをよくさせられている。
- B 部活動に遅れて来ることが多くなっている。
- C 頭痛・腹痛・体調不良をよく訴えてくる。
- D 特定の児童生徒だけに集中してボールを投げたり打ったりして、失敗すると笑い者にしたり、ひどい言葉を投げかけたりする。
- E 逆に、特定の児童生徒だけにボールがほとんど回ってこない。
- F 練習中や休憩中、一人でぼつんとしている。
- G 特定の児童生徒が触った用具を他の児童生徒が触ろうとしない。
- H 特定の児童生徒が他の児童生徒の言いなりになっている。
- I 二人組やグループ、またはチームで活動するとき、特定の児童生徒だけがいつも取り残される。
- J 練習着が破れていたりボタンが取れていたり、異常な汚れが見られたりする。
- K 理由がはっきりしない傷・こぶ・あざ・鼻血・怪我等がある。
- L 部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。
- M 理由をはっきり言わないで、急に退部・休部を言いだした。

### 教師自らを振り返るポイント

- ア できるだけ早く活動場所へ行こうとしていますか。
- イ 児童生徒が部活動に行くとき、表情等を観察しながら激励の声かけをしていますか。
- ウ 学級担任や教科担任との密接な連携を図りながら、授業や学級での生徒の活動状況に関する情報交換をもとに個人的に激励や援助・指導をしていますか。
- エ 部活動を通して、技能の向上だけではなく、異年齢集団の中での好ましい人間関係の在り方を学ばせる機会とし、適切な援助・指導をしていますか。
- オ 一人一人の能力・適性を把握し、それに応じて、参加・活動意欲が湧くように援助・指導していますか。
- カ 部活動の最後に、明日の活動への意欲につながる話をするようにしていますか。
- キ 後片付けや下校時の様子まで目配りをしていますか。
- ク 部活動通信等を通して、練習や練習試合の日程をできるだけ早く保護者に連絡する等保護者との連携を深め、保護者が気軽に連絡や相談ができるように配慮していますか。

## ⑧ 【学校生活全般】

### 児童生徒をとらえる視点

- 身体、衣服
- 言動、表情
- 持ち物、教室環境

### 児童生徒を観る具体的なポイント

- A 理由の明確でない傷・あざ・鼻血・怪我等が見られたり、それを隠そうとしたり、衣服が破れていたり、ボタンが取れていたり、異常な汚れが見られたりする。
- B 不自然な言動が見られ、周囲の動向を異常に気にする。
- C 普段明朗な児童生徒が急にふさぎこんだり、おどおどしたりしている。
- D 頭痛・腹痛・体調不良をよく訴えたり、一人で保健室に行きたがったりしている。
- E 一人で行動したり、集団行動（遠足、修学旅行等）を避けたりしている。
- F 連絡帳や生活ノート等に不安や悩みのかげりを感じる表現が見受けられる。
- G いつも使い走り等をさせられるなど、他人の言いなりになっている。
- H いやなあだ名をしつこく言われたり、「キモイ・ウザイ」等と非難されている。
- I 特定の児童生徒の机や椅子や持ち物にさわろうとしない傾向がある。
- J 席替えや班決めで、特定の児童生徒の隣や近くの座席をいやがる。
- K ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等に出られる。
- L グループ分けなどで最後まで所属が決まらない。
- M 文字や作品等が乱雑になってきている児童生徒がいる。
- N 個人の持ち物が紛失したり、壊されたり、いたずら書きされたりしている。
- O 掲示作品・背面黒板・壁・柱等に中傷や悪質な落書きが見られる。

### 教師自らを振り返るポイント

- ア 児童生徒の表情や言動を観察しながら、温かい言葉かけをしていますか。
- イ 児童生徒に理由も聞かずに、一方的な叱責をしていませんか。
- ウ 気分・感情や場の雰囲気に乗じて、児童生徒の心を傷つける言動をしていませんか。
- エ 特定の児童生徒ばかり叱ったり褒めたりしていませんか。
- オ 児童生徒の言動や表情の変化に気づくように普段の様子を把握しようとしていますか。
- カ 自治的な内容だからといって、その場を離れて児童生徒に任せきりにしていませんか。
- キ 児童生徒の人間(信頼)関係づくりに関する学級や学年の取組に力を入れていますか。
- ク 児童生徒と触れ合う時間を意図的に増やそうとしていますか。
- ケ 連絡帳・生活ノート・学級日記・作品等に、自己存在感や共感的人間関係につながるコメントを必ず入れていますか。
- コ メールや掲示板における個人的な誹謗・中傷を把握するアンケート等をしていませんか。
- サ 放課後等に校内や教室を巡回して、落書きや器物損壊がないか確認していますか。



### 3 「チェックリスト」《ダイジェスト版》の活用 ～教師の視点から～

#### (1) 《ダイジェスト版》の基本的考え方

「チェックリスト」《ダイジェスト版》は、児童生徒一人一人を観察するときに有効だと思われるポイントを、「いじめ・人間関係トラブルのチェックポイント」の中から精選し、学校生活全般を網羅しながら示しています。「チェックポイント」が時系列で細かく児童生徒を観察する資料であるのに対して、「チェックリスト」《ダイジェスト版》は、児童生徒一人一人の学校生活の様子を個別に把握する資料です。

早期発見のためのチェックリスト《ダイジェスト版》

時系列	項目	児童生徒を観るポイント
(1) 登校から 朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の 時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにするとときに、机を離されたり避けられたりする。

「チェックポイント」と同様に、学校生活を8分割して示しています。

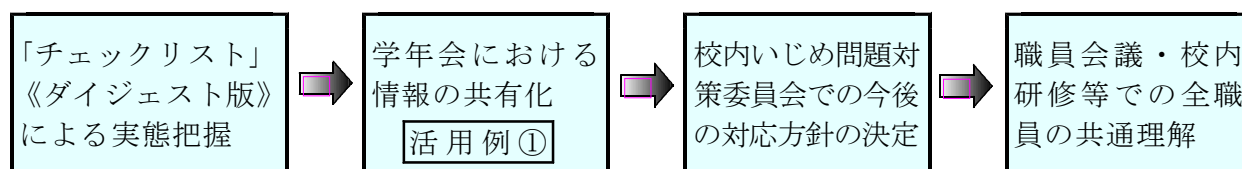
「チェックポイント」で示した項目の中から、個人を観察しやすいように精選した項目を示しています。

#### (2) 《ダイジェスト版》の活用方法

活用方法としては、学級担任が日常的に児童生徒の状況を把握したり、いじめの問題解決後の継続的な観察を行うための資料としたりすることが考えられます。

##### 活用例① 学級担任が児童生徒の状況を把握するための活用

まず学級担任が児童生徒一人一人の学校生活の様子を《ダイジェスト版》を使って把握します。次に、学年会で、いじめに対して配慮が必要な児童生徒の情報の共有化を図ります。さらに、校内いじめ問題対策委員会において、学年会で名前が挙がった児童生徒について今後の指導方針等を決定するとともに、職員会議や校内研修会等で全職員の共通理解を図ります。



※校内いじめ問題対策委員会では、スクールカウンセラー等の専門家の活用が考えられます。

### 第3学年 いじめ早期発見シート

	児童生徒を見るポイント	3年1組	3年2組	3年3組
①	遅刻・欠席・早退などが増えた。			
②	朝の健康観察の返事に元気がない。			
③	教室に入れず、保健室など…(略)			
④	学習意欲が低下したり、…(略)			
⑤	授業での発言を冷やかされ…(略)			

《ダイジェスト版》の項目を列記します。

学級担任が把握している状況と他の教師や養護教諭等の情報を付加して記名します。

#### 活用例② いじめの問題解決後の継続的な観察のための資料としての活用

いじめが解決したと考えられる場合でも、教師の知らないところで陰湿ないじめが続いていたり、再発したりすることもあります。解決を短絡的にとらえず、複数の教師で継続して見守り、折に触れて適切な指導を行うことが必要です。下のシートは、関係児童生徒を中心に、複数の教師で連携して継続的に観察するシートの例です。

#### 関係児童生徒の継続観察シート

○期日を設定し、計画的に点検しましょう。複数の先生方で確認し、チェック機能を持たせましょう。

○該当する記号を記入しましょう。

No.	期 日	担 任	学年主任	生徒指導主事(係)	養護教諭	教頭
1	5月15日	㊦				
2	5月30日		㊦			
3	月 日					

児童生徒氏名	チェック欄			チェックポイント
	5/15	5/30	/	
田中さん	①	①		① 遅刻・欠席・早退などが増えた。
鈴木さん	①②	②		② 朝の健康観察の返事に元気がない。
福岡さん	③④	なし		③ 教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。 ④ 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。

(3) 《ダイジェスト版》の項目

時系列	項目	児童生徒を観るポイント
(1) 登校から 朝の会	①	遅刻・欠席・早退などが増えた。
	②	朝の健康観察の返事に元気がない。
(2) 教科等の 時間	③	教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
	④	学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
	⑤	授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
	⑥	グループにするときに、机を離されたり避けられたりする。
(3) 休み時間	⑦	休み時間に一人で過ごすことが増えた。
	⑧	遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
	⑨	遊び仲間が変わった。
(4) 昼食時間 (5) 清掃時間	⑩	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
	⑪	重い物や汚れたものを持たされることが多い。
	⑫	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
(6) 帰りの会 から下校	⑬	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
	⑭	帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしめない。
(7) 部活動や クラブ	⑮	練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
	⑯	急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。
(8) 学校生活 全般	⑰	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
	⑱	本意でない係や委員にむりやり選出される。
	⑲	衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
	⑳	持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
	㉑	持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

## 4 学校生活アンケートの活用 ～児童生徒の視点から～

### (1) 学校生活アンケートの基本的考え方

「学校生活アンケート」は、いじめほどの学級でも起こりうることを前提として、いじめの早期発見・早期対応のために、児童生徒からのサインを把握することを目的として作成しました。

※  
いじめられている児童生徒は、望ましい自己概念や学習意欲が低下したり、友だちとの関係が疎遠になったりすることが考えられます。また、学級の雰囲気や教師との信頼関係は、いじめのサインを早期発見するために大切な手がかりだと考えられます。したがって、自己概念や学習意欲、友だちや教師との関係、学級風土等に関する状況をアンケート調査で把握することは、いじめの早期発見・早期対応につながります。

※自己概念とは、児童生徒自身が自分のことをどのようにとらえているかということ。自己像。

### ◇ 学校生活アンケートの構成 ( ) 内の数字は質問項目の番号を示しています。

- 質問項目は27項目あります。また、最後に自由記述欄があります。
- 質問項目は、「自己概念(1～5)」、「学習意欲(6～9)」、「友だちとの関係(10～16)」、「学級風土(17～22)」、「教師との関係(23～25)」の5領域と、「学校・部活動等回避感情(26～27)」及び自由記述欄で構成されています。なお、アンケート項目は、子どもの発達段階に即して、各学校で工夫する必要があります。

### ◇ 実施の手順

- ① アンケートの実施目的及び配布・回収方法の説明
- ② アンケート用紙の配布
- ③ アンケートの答え方の説明
- ④ 学級の実態に応じた方法でアンケートに回答を記入
- ⑤ アンケート用紙の回収



### ◇ 実施上の配慮事項

- 児童生徒が安心して回答できるように、アンケートの実施目的や回収方法を丁寧に説明してください。
- 児童生徒が落ち着いて回答できるように、学校や学級の実態に応じて日程及び時間を適切に設定してください。
- 適切に対応するために、アンケートの回答を早急に集計するとともに、複数の教師で分析してください。
- アンケート結果をもとに面接等を行う場合は、必ず全員を対象にしてください。個別の支援を行う場合には、他の児童生徒に十分配慮してください。
- アンケートは、周囲の目を気にして正直に回答をしないことも考えられるので、回答結果だけではなく、日常の行動観察や家庭での様子等も関連づけて、総合的に判断してください。
- アンケート用紙は、個人的な情報なので、A3用紙への袋とじ印刷とするか、A4用紙に印刷して綴じ合わせる等、細心の注意を払ってください。

## ◇ 学校生活アンケート調査の進め方

### ① アンケートの実施目的及び配布・回収方法の説明

このアンケートは、みんなが楽しい学校生活を送るために行うものです。現在の学校生活を振り返って、あなたが感じていることを、思っているとおりに答えてください。誰が、どんなことを書いたかをクラスの人に話したりしませんので、安心して答えてください。

隣の人のアンケートをのぞき見したり、話をしたりしないでください。

アンケートを書き終わったら、アンケート用紙を封筒に入れてください。

### ② アンケート用紙の配布

今からアンケート用紙と封筒を配ります。

答え方の説明をしますので、指示があるまで始めないでください。

### ③ アンケートの答え方の説明

答え方の説明をします。

アンケートは、それぞれの質問に1～4の数字で答えます。

数字には次のような意味があります。

「1」は、とてもそう思う、よくある、たくさんいる

「2」は、少しそう思う、ときどきある、少しいる

「3」は、あまりそう思わない、あまりない

「4」は、全くそう思わない、全くない という意味です。

たとえば、「あなたは、家でお手伝いをすることがありますか」という質問に対して、「ときどきある」と思ったら、数字の「2」の欄に○をつけます。

記入の仕方がわからない人はいませんか。



### ④ 学級の実態に応じた方法でアンケートに回答を記入

※ 学年や学級の実態に応じて、教師が質問を1問ずつ読んで、児童生徒が1問ずつ回答していき、終了時間をそろえる方法も考えられます。

※ 最後の自由記述のところは、記入している児童生徒が特定されないように、十分な配慮・措置をとります。

それでは、アンケートの記入を始めてください。

まずはじめに、学年、学級、出席番号、男女の別、氏名を記入してください。

質問があったら、静かに手を挙げてください。

### ⑤ アンケート用紙の回収

(全員の記入が終わったのを確認して)

それでは、アンケート用紙を封筒に入れてください。

(全員が封筒に入れるのを確認して)

アンケートを集めます。後ろの人から封筒を集めてきてください。

## (2) 学校生活アンケートの活用場面

### ① 定期的（学期に1回程度）に調査をする場合

定期的（例えば、5月・10月・2月など）に調査することで、児童生徒一人一人の変容をとらえることができます。特に、「自己概念（1～5）」や「友人関係（10～16）」に注目して、児童生徒一人一人の状況を適切に把握します。

5月頃は、新しい学年が始まって約1ヶ月が過ぎ、次第に友人関係が固定化してくる頃だと考えられます。したがって、学級やグループになじめず疎外感や孤独感を抱いている児童生徒を把握するのに有効です。

10月頃は、対人関係だけでなく、学習に関する悩みなども増えてくる頃だと考えられます。したがって、学校行事等の前後にグループ間やグループ内でのトラブルがあったり、学習についていけなかったりして、ストレスを抱えている児童生徒を把握するのに有効です。

2月頃は、進学・進級等で悩んだり困っていたりすることが考えられます。対人関係や学習面だけでなく、学校生活全般で児童生徒が感じるさまざまな苦悩を把握するのに有効です。

### ② 学校行事の前後に調査をする場合

学校行事の前後には、グループ間やグループ内でのトラブルが発生することがあります。人間関係のトラブルを未然に防いだり、早期に対応したりするために、アンケート調査は有効だと考えます。特に、「友だちとの関係（10～16）」や「学級風土（17～22）」の回答に注目して、学校行事等での様子と合わせて、児童生徒一人一人を適切に把握することが必要です。

### ③ 学級の雰囲気が悪いと感じたときに調査する場合

学級全体に無力感が漂っていたり、一部の児童生徒が享乐的雰囲気を作っていたりすると、いじめ等の人間関係のトラブルが生じやすくなるものです。担任や教科担当者等が、学級の雰囲気が悪いと感じたときは、アンケート調査を実施することで原因の究明につながると考えられます。つらい思いをしながらじっと耐えている児童生徒がいるかもしれません。そのような児童生徒を早期に発見し、適切な対応をするためにアンケート調査は有効です。特に、調査項目の「学級風土（17～22）」の回答に注目して、学級の状況を適切に把握する必要があります。

### (3) 学校生活アンケートの調査内容

## がっこうせいかつ 学校生活アンケート（例）

このアンケートは、みなさんが楽しい学校生活を送ることができるようになるためのものです。あなたが、日ごろ学校で感じていることをたずねます。思っているとおりに答えてください。

このアンケートで答えてくれたことを、クラスの人に話したりしませんので、安心して答えてください。

### こた かた ○答え方

それぞれの質問に、1～4の数字で答えてください。  
数字には、つぎのような意味があります。

- 1（とても）：とてもそう思う、よくある、たくさんいる
- 2（すこし）：少しそう思う、ときどきある、少しいる
- 3（あまり）：あまりそう思わない、あまりない
- 4（全く）：全くそう思わない、全くない

した れい  
下の例のように、答えの数字の欄に○をつけてください。

れい (例)	(とても)	(すこし)	(あまり)	(全く)
あなたは、家のお手伝いをする ますか。	1	2	3	4

「ときどきある」と思ったら



	(とても)	(すこし)	(あまり)	(全く)
あなたは、家のお手伝いをする ますか。	1	2 ○	3	4

がっこうせいかつ  
**学校生活アンケート(中学生用)**

ねん  
年

くみ  
組

ばん  
番

なまえ  
名前

	(とても)	(すこし)	(あまり)	(全く)
1 あなたは、得意なことや自慢できることがありますか。	1	2	3	4
2 あなたは、クラスに友だちがたくさんいますか。	1	2	3	4
3 あなたは、クラスの中でみんなの役に立っていると思いますか。	1	2	3	4
4 あなたは、友だちの言いなりになってしまふことがありますか。	1	2	3	4
5 あなたは、自分自身のことが好きですか。	1	2	3	4
6 学校での勉強が楽しいと感じるときがありますか。	1	2	3	4
7 授業中に、先生の質問に答えたり、自分の考えや意見を言ったりしますか。	1	2	3	4
8 もっと勉強がわかるようになろうと、努力していますか。	1	2	3	4
9 勉強がわからなくて、つまらないなど思うことがありますか。	1	2	3	4
10 クラスの人に、いやなことを言われたり、からかわれたりすることがありますか。	1	2	3	4
11 クラスの人と、あまり話したくないと思うことがありますか。	1	2	3	4
12 休み時間などに、グループに入れなくて、ひとりぼっちでいることがありますか。	1	2	3	4
13 クラスの中に、あなたの気持ちをわかってくれる人がいますか。	1	2	3	4



	(とても)	(すこし)	(あまり)	(全く)
14 自分の持ち物 <small>じぶん も もの</small> やお金 <small>かね</small> を貸 <small>か</small> して、返 <small>かえ</small> しても られないことがありますか。	1	2	3	4
15 あなたは、自分の持ち物 <small>じぶん も もの</small> がなくなったり、 こわされたりすることがありますか。	1	2	3	4
16 あなたは、クラスの人 <small>ひと</small> に乱暴 <small>らんぼう</small> なことをさ れることがありますか。	1	2	3	4
17 あなたのクラスは、みんなで協 <small>きょうりやく</small> 力 <small>りき</small> しあ っていると思いますか。	1	2	3	4
18 あなたは、クラスの中 <small>なか</small> でほっとしたり楽 <small>たの</small> し い気持ちになったりすることがありますか。	1	2	3	4
19 発表 <small>はっぴょう</small> している人 <small>ひと</small> の話 <small>はなし</small> を、クラスで冷やか したり笑 <small>わら</small> ったりしないで聞 <small>き</small> いていますか。	1	2	3	4
20 あなたのクラスに、仲間 <small>なかま</small> はずれにされてい る人 <small>ひと</small> がいますか。	1	2	3	4
21 あなたのクラスに、困 <small>こま</small> っている人 <small>ひと</small> を助け てくれる人 <small>ひと</small> はいますか。	1	2	3	4
22 あなたのクラスに、いやがらせをされてい る人 <small>ひと</small> はいますか。	1	2	3	4
23 学校 <small>がっこう</small> の先生 <small>せんせい</small> の言葉 <small>ことば</small> で傷 <small>きず</small> ついたり嫌 <small>いや</small> な思 <small>おも</small> い をしたりしたことがありますか。	1	2	3	4
24 担任 <small>たんにん</small> の先生 <small>せんせい</small> はあなたの気 <small>き</small> 持ちをわかろう としていると思 <small>おも</small> いますか。	1	2	3	4
25 困 <small>こま</small> ったり悩 <small>なや</small> んだりしたときに、相談 <small>そうだん</small> でき る先生 <small>せんせい</small> はいますか。	1	2	3	4
26 学校 <small>がっこう</small> に行 <small>い</small> きたくないと思 <small>おも</small> うことがありま すか。	1	2	3	4
27 部活動 <small>ぶかつどう</small> やクラブに行 <small>い</small> きたくないと思 <small>おも</small> うこと がありますか。	1	2	3	4
《相談 <small>そうだん</small> したいことがあったら書いてください》				

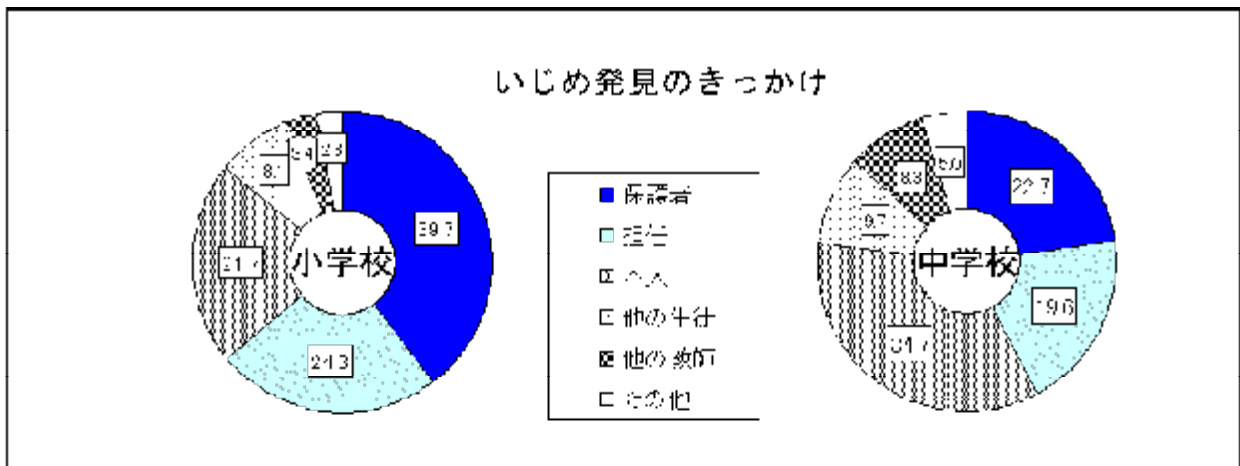
☆ これで終わりです。どうもありがとうございました。



## 5 家庭用チェックリストの活用 ～保護者の視点から～

### (1) 家庭用チェックリストの基本的考え方

文科省の「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」（平成17年度）によると、「いじめの発見のきっかけ」は、「保護者からの訴え」が小学校で39.7%（1位）、中学校で22.7%（2位）となっています。いじめられている児童生徒は、家庭でも多くのサインを出していることが考えられます。いじめを早期に発見するためには、保護者の観察と協力が必要だといえます。そこで、いじめられている児童生徒のサインをいち早く察知するために、家庭用チェックリストを作成しました。



### (2) 家庭用チェックリストの項目

いじめのサインを見逃さないための家庭用チェックリストの項目例

1	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。	
2	理由のはっきりしないあざやけが（殴られた跡）がある。	
3	持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。	
4	家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。	
5	ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。	
6	登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。	
7	家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。	
8	友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなった。	
9	これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。	
10	友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。	

※ 項目については、発達段階や学校の実態に応じて工夫してください。

### (3) 家庭用チェックリストの活用方法

#### ① いじめの早期発見の調査として活用する場合

全家庭に家庭用チェックリストを配布し、回収した後、担任が集約します。質問項目の「1～10」に○がついている児童生徒の家庭には、速やかに家庭訪問を行うなどして実態把握に努めます。

なお、家庭への配布に際しては、いじめに関するリーフレット等を同時に配布し、趣旨や回答方法を周知することや、秘密を厳守するために封筒に入れて回収することなどに配慮することが必要です。

また、学級の児童生徒の中で気になることがあったとき、情報を得たり状況を把握したりするために、下に示すような項目を追加することも考えられます。

#### 家庭用チェックリストの付加項目（例）

下記の項目を子どもさんに直接たずねて、回答を記入してください。			
1	あなたのクラスに、仲間はずれにされている人はいませんか？	いる	いない
2	あなたのクラスに、よく嫌がらせをされている人はいませんか？	いる	いない
3	あなたは、困ったときに相談できる友達がありますか？	いる	いない
4	あなたは、困ったり悩んだりしたときに相談できる先生はいますか？	いる	いない
その他、子どもさんの様子で気になることがあれば記入してください。			
<div style="border: 1px solid black; height: 60px;"></div>			

#### ② 気になる児童生徒の家庭で状況調査として活用する場合

「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や「チェックリスト」《ダイジェスト版》の活用を通して気になる児童生徒がいるときは、速やかに家庭訪問等を実施します。その際に、「家庭用チェックリスト」を使って、家庭での様子などを把握し、いじめの早期発見・早期対応に生かします。

#### ③ 保護者会等での資料として活用する場合

学級懇談会や学年保護者集会等でいじめの早期発見のための資料として配付します。家庭での実施方法などを説明し、気になることがあれば直接担任に連絡をするようお願いして、早期発見・早期対応に役立てます。

# 第3章 いじめの早期対応の取組

## 1 いじめられた児童生徒への対応

### 《対応のポイント》

#### 一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実関係を正確に把握します。
- ② いじめられた児童生徒の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をします。
- ③ 校長及び関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝えます。

#### 二次対応（短期対応）

- ④ 保護者や関係機関等と連携を図りながら、いじめられた児童生徒を支援する体制を整えます。

#### 三次対応（長期対応）

- ⑤ いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を促進します。

### 一次対応（緊急対応）

#### ① 事実関係の把握

本人からの訴えでいじめがわかった場合は、すぐに本人から話を聞くことができます。しかし、それ以外の方法（教師の気づき、アンケート調査、保護者の訴えなど）で、いじめがわかったときは、すぐに本人から話を聞けるとは限りません。

いじめられた児童生徒は、保護者や教師に自分がいじめられていることを話したくない、または認めようとしなない場合があります。それは、仕返しを恐れている（恐怖感）、解決をあきらめている（無力感）、いじめられていることを知られたくない（屈辱感）、などさまざまな理由が考えられます。また、教師や保護者が知っている事実と、本人が感じている認識にズレがある場合もあります。

したがって、事実関係を把握するには、いじめられている児童生徒の立場や発達段階を考慮して、丁寧に聴き取りをする必要があります。本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築くことが肝要です。

聴き取りに当たっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録をします。聴き取った後、時系列に整理することで、いじめの広がりをつかむことができます。また、聴き取りに際しては、担任との関係等に配慮して、最も信頼を得ることができている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応することが必要です。

#### ② 安全確保と全面支援（心のケア）

自分がいじめられていることを他者に話すことは、本人なりに大きな決断であり大変勇気のいる行動です。いじめられている児童生徒の心情を十分理解し、相手の立場に立

って話を聞くとともに、「あなたを全面的に支援する、そして守り抜く」ことをきちんと伝えて、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図ります。

緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（相談室・保健室・校内適応指導教室等）などが考えられます。

### ③ 関係者への報告・連絡・相談

いじめの事実を確認後、いじめられた児童生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告します。

また、保護者には、事実関係と今後の対応を正確に伝えます。「大切なお子さんにつらい思いをさせている」ことを真摯に受け止め、保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮し、問題の解決に向けて理解と協力を得るようにします。保護者への報告は、複数の教師で家庭訪問し、直接話をします。

## 二次対応（短期対応）

### ④ 支援体制の確立

いじめられている児童生徒と最も信頼関係ができていない教師（学級担任に限らず）が中心となって、支援体制を確立します。また、児童生徒とかかわりの深い教師数名でプロジェクトチームを組織し、誰が、いつ、どこで、何をするのか役割分担を明確にするとともに、情報を共有化しながら支援を進めていくことが大切です。

また、いじめられた児童生徒及び保護者の心の安定を図るために、または、学校と保護者が問題解決の途中で行き詰まった場合は、関係機関との連携が有効です。関係機関と連携することで、問題を客観的にとらえ直し、協働して解決を図ることにつながると考えられます。

#### 支援体制確立の流れ

「校内いじめ問題対策委員会」等において、いじめられている児童生徒の指導・援助の方策案を立てます。



支援の体制及び方針について、全職員で共通理解します。



いじめられている児童生徒と信頼関係が最もできていない教師を担当者とします。





担当者となった教師が中心となって、児童生徒を支援します。



児童生徒にかかわりの深い教師数名でプロジェクトチームを組織し、担当者の日常的な指導や援助に対してサポートしていきます。

※ プロジェクトチームのメンバーは、担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラーなど、ケースに応じて構成します。

### 三次対応（長期対応）

#### ⑤ 対人関係能力の向上と適応促進

いじめられた児童生徒の心の傷は、本人のとらえ方によって違いがあります。また、いじめが解決したと見られる場合でも、陰湿ないじめが続いたり再発したりすることがあります。したがって、チェックリスト等を活用した日常的な観察や、定期的なアンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行う必要があります。

また、いじめられた児童生徒の対人関係能力の向上や改善のために、児童生徒の発達段階に応じた<sup>※1</sup>ソーシャルスキルトレーニングや<sup>※2</sup>アサーショントレーニングなどを行うことも有効だと考えられます。その際は、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力のもと、個別のプログラムを開発する必要があります。

さらに、いじめの深刻さによっては、相談室や校内適応指導教室等での別室登校、児童生徒の立場に立った弾力的な学級編成替え等を工夫することも考えられます。なお、いじめにより児童生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合は、保護者の希望により、関係学校長などの関係者の意見も十分に踏まえ、転校等の措置についても配慮する必要があります。

※1 ソーシャルスキルトレーニング（SST）とは、認知行動療法の一つで、人と人とのつきあい方を学び、不足している知識を充足し、不適切な行動を改善し、より社会的に望ましい行動を新たに獲得していく方法を身につけさせる学習のこと。コミュニケーション技術を向上させることによって、人間関係上の困難さや悩みを解決しようとする技法である。

※2 アサーショントレーニングとは、ソーシャルスキルの中で、特に自己主張に関する技法を中心としたもの。攻撃的（＝アグレッシブ）な表現や非主張的（＝ノンアサーティブ）な表現との違いを明らかにした上で、適切な自己主張（＝アサーション）について学ぶ。自分の気持ちや考えを相手に伝えるが、相手のことも配慮する、自分も相手も大切にしたいコミュニケーションのやり方を学習すること。



## いじめの問題で特別に配慮をする必要がある児童生徒

いじめは、加害者の自己中心的思考や支配欲、嫉妬心等から生じた攻撃性に起因することがあります。また、集団内で異質性を排除しようとする働きが、いじめにつながる場合があります。

したがって、いじめる側が攻撃性をぶつけやすいと思われる児童生徒についても、「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」(p 11～p 18)を使って、日頃から観察をする必要があります。

### ○ 自己主張の強い児童生徒

一方的に自己主張を繰り返す児童生徒は、周囲からはわがままで、集団の輪を乱す存在と見られることがあります。このような児童生徒は、認められたいという思いを強く持っていることが多いので、まずはじっくりと傾聴することです。その上で、一方的に自己主張を繰り返す要因に添った適切な指導が必要になります。

### ○ 自己主張の弱い児童生徒

自分の考えを言わない児童生徒は、周囲からは関心を持たれなかったり孤立していたりすることがあります。このような児童生徒は、自己存在感が希薄になったり被害者意識を持っていたりすることがあるので、活躍できる場やよさを引き出す場を意図的に作り、共感的人間関係に基づいた適切な指導が必要になります。

### ○ 友人関係をうまく築けない児童生徒

周囲の状況の理解や相手への気づかいが十分できずに、良好な友人関係を築けない児童生徒については、その原因を適切に捉えた指導が必要です。特に、ADHDや高機能自閉症、アスペルガー症候群と診断されている児童生徒は、一見して障害があるようには見えず、周囲の誤解を受けることがあります。このような児童生徒には、周囲の理解も含めて、本人の特性に応じた適切な指導・援助が必要です。

具体的な指導・援助については、「はじめよう！自閉症の子どもへの支援」(福岡県教育センター研究紀要No. 156 平成 18 年)等を参照してください。

- ※ 従来から「いじめられる側にも問題がある」という指摘は、上に示すような児童生徒に対する誤解や不適切な対応が原因の一つと考えられます。
- ※ また、上に示すような児童生徒に対する教師の言動は、いじめの発生や解消に大きな影響を与えます。教師の不適切な言動が、いじめの誘因となったり助長したりすることは決してあってはならないことです。



## 2 いじめた児童生徒への対応

### 《対応のポイント》

#### 一次対応（緊急対応）

- ① いじめの事実と経過を、複数の教師で確認します。
- ② 校長、関係職員及び保護者に把握した事実関係を正確に伝えます。

#### 二次対応（短期対応）

- ③ いじめの態様等により指導方針を立案し、職員間の共通理解を図ります。

#### 三次対応（長期対応）

- ④ 規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて継続的に指導します。

#### 一次対応（緊急対応）

##### ① 事実関係の確認

いじめた児童生徒は、いじめの事実をなかなか認めようとしない場合があります。また、自らの言動をいじめと認識していない場合もあります。そのような時に事情を聴く教師は、感情的になったり決めつけたりせず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する必要があります。いじめた児童生徒が複数の場合は、複数の教師で同時に事実と経過を聴きます。

事実関係の確認は、「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を、具体的に確かめながら記録をします。いじめ行為に至った経過を確認する中で、いじめた児童生徒が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取ります。

なお、事実確認と指導は、明確に区別します。事情を聴きながら指導することで、本人が萎縮して事実が明確にならないことがあります。

##### ② 関係者への報告と確認

いじめの事実を確認後、いじめた児童生徒からの聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告します。複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握します。

いじめの問題の解決のためには、保護者との共通理解や協働意識が大切です。保護者との信頼関係を築くためには、受容・共感的な態度で接することが肝要です。

#### 二次対応（短期対応）

##### ③ 指導方針の立案と共通理解

いじめの態様には、「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」などがあります。最近の傾向として、小中学生とも「冷やかし・からかい」の割合が高くなっています。指導に当たっては、いじめの態様に応じた適切な対応が必要です。

## ア 「冷やかし・からかい」への対応

発達上の個人差や性格、行動等を口実にしている場合が多いと思われます。周囲の同調や受けた本人の表情から深刻さが見取れずに、教師が見過ごしてしまうこともあります。そのため、いじめている児童生徒も、自分がいじめているという認識が希薄になりがちです。

したがって、指導に当たっては、事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させることが必要です。

## イ 「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」への対応

「約束を破った」「身勝手だ」といった相手の非協調的態度を口実にしている場合が多いと思われます。いじめている児童生徒の側は、集団の秩序維持と協調性を求めている点で正当性を主張します。制裁の手段としての意識も強く、いじめているという認識が全くない場合もあります。また、加害・被害の立場が逆転しやすいのも特徴です。

指導に当たっては、まずは、当事者の不満や不信を傾聴し受容することです。その上で、よりよい解決策を導き出すことが必要です。

## ウ 「言葉での脅し」「たかり」「暴力」への対応

力関係が固定化し、いじめがエスカレートした状態と考えられます。「言葉での脅し」「たかり」は「恐喝」であり、「暴力」は「暴行・傷害」です。刑法に触れる犯罪行為は、たとえ子どもであっても許されることではありません。いじめによる自殺の背景には、このような犯罪行為があることも少なくありません。

したがって、指導に当たっては、関係機関との連携が不可欠です。児童相談所や警察との連携によって、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応が必要です。

## 三次対応（長期対応）

### ④ 規範意識の育成と人間関係づくりの改善

いじめている児童生徒には、自己中心的で、支配欲や嫉妬心が強い等の傾向が見られることもあります。これに何らかのストレスが結びつき、その「はけ口」としていじめ行為に発展することがあります。自己中心的思考や支配欲、嫉妬心等は、成長過程での親子関係の在り方が影響していることも考えられるので、保護者の養育態度の変容を図ることが必要な場合があります。そのためには、日ごろから保護者との信頼関係を築き、共に子どもの成長を願い、協働していく姿勢が大切です。

また、学校や学級では、共感的人間関係づくりに努め、所属意識や自己存在感が高まるような取組を、継続して行います。



## 「中和の技術」～いじめ正当化のストラテジー～

「中和の技術」とは、マッツァとサイクスによる非行研究の中で明らかにされた心的メカニズムです。自分の加害行為を正当な報復であると言い換えるものです。自責の念を緩和したり、他者からの非難や制裁の矛先を転化したりする働きがあります。

### 1 「責任の回避」

自分の積極的意志でやったのではなく、仕方がなかったのだ、やらなかったら自分がやられる、みんなもやっていることなのだ、と考える。

心的メカニズム：やらされた（させられた）と思うことで、良心の呵責を中和する。

### 2 「危害の否定」

相手にたいした害を与えていない、口で言っただけで暴力はふるっていない、相手はそれほど傷ついていない、と考える。

心的メカニズム：外傷や目に見える被害がないことを理由に、相手への危害を否定する。

### 3 「被害の否定」

相手はやられて当然のことをした、みんなと同じようにできない、約束を破ったからやられるのは仕方ない、と考える。

心的メカニズム：規範や制裁を理由に、相手への危害を正当化する。

### 4 「非難者への非難」

自分だっていじめられた経験がある。非難する人は、状況を知らないからだ。または、大人も同じようなことをしている、と考える。

心的メカニズム：もっと悪いヤツがいる、自分はまだマシな方だとして罪を逃れようとする。

### 5 「高度の忠誠心への訴え」

より大切なまたは身近なグループの仲間に対する忠誠のためにやった行動であり、自分の所属集団のルールからすれば間違っていない、と考える。

心的メカニズム：集団の要請に応えたものとして、責任を回避する。

いじめに関して教師が児童生徒に事実確認をするときは、上記のような心的メカニズムが作用している場合があることを十分認識する必要があります。したがって、事実を正確に把握するためには、当事者の言い分だけでなく、日ごろの観察や当事者以外の言動も考慮して、適切に判断することが大切です。

### 3 周りの児童生徒に対する指導の在り方

いじめの特徴の一つに、いじめを面白がって眺めたり、見ても止めようとしなかったり、あるいは見て見ぬふりをしたりして誰にも発信しない児童生徒が多いことが指摘されています。いじめの問題は、加害・被害の関係児童生徒だけではなく、このような周りの児童生徒に対しても適切な指導をすることが大切です。

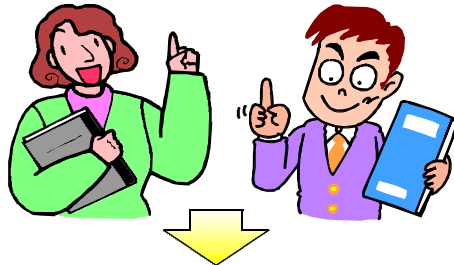
#### 《周りの児童生徒に対する指導の3つのポイント》

共感的人間関係づくりに努める。

全員が当事者であることを理解させる。

いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを理解させます。いじめる側が悪いという意識を高めることが重要です。

違いを認め、尊重し合う共感的人間関係をつくるのが大切です。発達段階に即して、思いやりや友情、協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるように工夫することが必要です。



自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

児童生徒一人一人に活躍の場をつくるのが大切です。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動、教室の作品掲示など、一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がけます。

#### 《学級活動や道徳の時間を充実させる》

##### 学級活動

児童生徒の日記や作文などを通して、学級内で起こったいじめを題材とした学級活動を行う場合は、加害者を悪者にしたり、被害者を傷つけたりしないように十分留意することが大切です。また、全国で発生したいじめの事例を参考にして、ロールプレイングを取り入れた実践例もあるので、発達段階に応じた工夫をして、ぜひ実践してみましょ。また、体育的・文化的な実践活動に取り組む中で、助け合い、協力し合って物事を成し遂げる喜びを体験させ、一人一人の児童生徒の存在感や学級としての連帯感を育てるようにすることが大切です。

さらに、学級活動等で、いじめをはじめ学級の問題を児童生徒の力で解決していく取組も必要です。問題の状況や程度に十分に配慮しながらも、学級集団や学年集団で解決できる力を、計画的・組織的に育てておくことが大切です。

##### 道徳の時間

一人一人の児童生徒が正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた自浄力のある学級づくりをしていくために、道徳の時間の指導内容を重点化し、日ごろから計画的に「思いやり」「真の友情」「生命尊重」「規範意識」等の内容を充実していくことが大切です。

このために、年間指導計画の見直しをするとともに、発達段階に応じて適切な資料を選定し、児童生徒の心に響く道徳の時間となるよう工夫することが大切です。その際最も大切なのは、学んだことから自分自身を振り返らせることです。道徳は教え込むことではなく、自分を見つめさせることが重要であることを十分に認識することが大切です。

## 4 保護者への対応における配慮事項

### 一次対応（緊急対応）

- いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、速やかに保護者に連絡します。
- 複数の教師で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝えます。
- 保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努めます。

### 二次対応（短期対応）

- 新たに分かった事実や今後の指導方針を伝えます。
- 加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図ります。

### 三次対応（長期対応）

- 今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼します。

※ 問題の深刻さや他の児童生徒への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催することも考えられます。

### ◇ 被害児童生徒の保護者への対応

わが子がいじめられてつらい思いをしていることを知ったときの保護者の心情を十分理解して、誠意ある対応をすることが大切です。

新しい事実が分かったときや学校の指導方針は逐次報告します。学校での様子や家庭での生活についても情報を交換し、いじめられた児童生徒の変容を把握するよう努めます。

### ◇ 加害児童生徒の保護者への対応

事実関係、及び今後の学校・学級としての対応や指導の内容・方法を、正確かつ丁寧に直接伝えます。

問題の発生を子どもの成長の契機ととらえ、保護者との信頼関係を築きながら、協働して問題の解決に当たります。暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした対応が必要です。

### ◇ 他の児童生徒の保護者への対応

誤った情報の流布や情報の錯綜などが生じないよう、十分な対応・配慮を行います。

説明会等を実施する必要がある場合は期間を置かず早急に行い、学校への不信感が生じないよう十分に配慮します。

※ それぞれの保護者の立場を熟慮し、誠意を持って対応します。  
※ 保護者と直接会って、事実を正確に伝えます。  
※ できる限り、管理職・学年主任等、経験豊かな教師が同行します。  
※ 一回限りとせず、保護者との情報交換を継続し、誠意を伝える努力をします。  
※ 伝えるべき内容は、分かりやすい言葉で明確に自信を持って伝えます。



## 5 関係機関・相談機関との連携

### ◇ 連携の必要性

学校における指導・援助には、専門性・時間・機能などの面で学校の範囲を超える場合があることの共通認識・共通理解をしておく必要があります。

特に、市町村教育委員会への報告は、迅速かつ確実に行わなければなりません。

次のような状況にある場合、学校は指導の効果を見極め、適切な時機に適切な関係機関との連携を図ることにより、児童生徒の指導・援助をより効果的に進めることができます。

- ア 心理的なケアが必要であると判断した場合
- イ 児童生徒や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ウ 問題行動を繰り返す児童生徒の処遇や、配慮を要する保護に関する場合
- エ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

### ◇ 連携のための配慮事項

- 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後は任せきりになったりしてしまうと、学校と児童生徒・保護者の信頼関係が損なわれてしまいます。
- 関係機関・相談機関との連携は、担任や担当教師が自分の判断で行うものではなく校長が判断し、学校の指導体制の一貫として行うことが重要です。
- 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止めながら、保護者が学校や教師への不信感を生まないように十分な配慮をし、信頼関係を築く必要があります。
- 関係機関・相談機関に関する情報（専門分野・業務内容・治療方針・相談方法・申込方法・所在地・電話番号・経費など）を、日ごろから把握しておくが大切です。

### ◇ 関係諸機関との連携

いじめの問題の解決には、学校だけでなく、医療、福祉、警察等の諸機関がそれぞれの専門性を生かしつつ、状況に応じて下記のような関係諸機関と相互に支援協力する体制を確立することが必要な場合があります。

- 学校生活に関すること：子どもホットライン24、県教育センター、市町村教育相談 等
- 家庭生活に関すること：児童相談所、県社会教育総合センター、精神保健福祉センター 等
- 非行に関すること：県警察本部少年課、児童相談所、ヤングテレホン 等

## 第4章 早期発見・早期対応のための校内体制

### 1 校内いじめ問題対策委員会

いじめの早期発見・早期対応のためには、校長のリーダーシップのもと、学校全体の体制づくりが重要です。

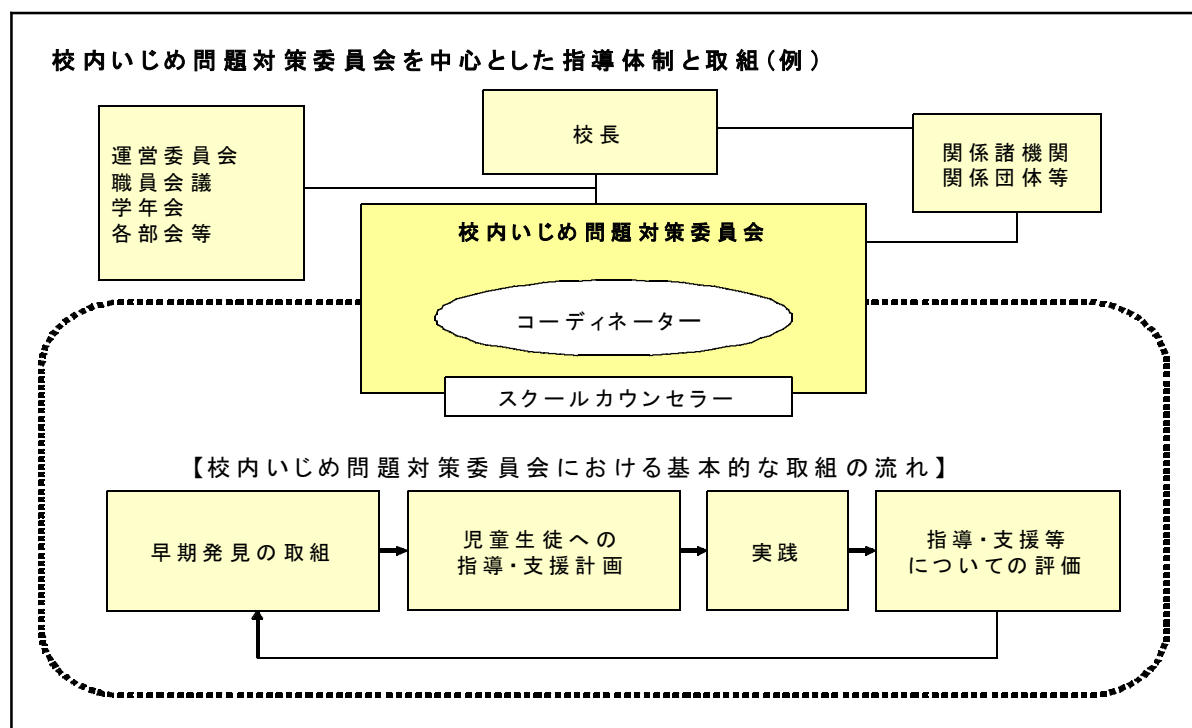
そのために、いじめ対策のための委員会を設け、学校としての指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談のシステムを徹底していく必要があります。その際、組織の中にコーディネーター的な役割を果たす教員を位置づけておくと、効率的でスムーズな運営が可能になります。委員会の開催は、定例化するとともに、いじめが発見された時は、早急に開催することが重要です。

#### ◇ 報告・連絡・相談の徹底

いじめの事実に関する情報を、「校内いじめ問題対策委員会」で集約し、委員会の協議を受けて、全職員に周知・徹底します。また、教育委員会には、迅速かつ確実に報告し、連携を図らなければなりません。

#### ◇ 役割分担の明確化

委員会では、生徒指導主事(生徒指導担当)や養護教諭、学年主任などが、職責に応じて明確に役割と責任を分担します。特に、会の運営および連絡、調整の役割を果たすコーディネーターを明確に位置づけることが重要です。



#### ※校内いじめ問題対策委員会のメンバー(例)

教頭、生徒指導主事(生徒指導担当)、教務主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー

## 2 生徒指導部・学年部

いじめの問題の解決や、いじめを生まない取組を効果的に進めていくには、生徒指導部及び学年部が連携・協力し、それぞれの機能を組織的・計画的に果たすことが重要です。そのために、生徒指導部及び学年部では、いじめの問題に関する年間の指導計画を作成し、いじめの早期発見・早期対応を図るとともに、いじめを生まない学校づくりのための教育相談体制の充実等が必要です。

### ◇ 年間計画の作成・推進

生徒指導部は生徒指導の年間計画をもとに、いじめの問題に対応していく体制を整えるとともに、各学年・学級において、確実に実施されるよう推進役を務め、教職員の意識の向上を図ります。また、いじめの問題に直面した担任への支援や助言を行うことも大切な役割です。

#### いじめの早期発見・早期対応のための年間計画(例)

- 4月 児童生徒理解のための職員会議①
- 5月 学校生活アンケート（1回目）の実施  
学校生活アンケートをもとにした個人面談
- 6月 いじめに関する校内研修会①
- 7月 教育相談週間(二者面談)の実施①
- 8月 児童生徒理解のための職員会議②
- 9月 学校生活アンケート（2回目）の実施
- 10月 学校生活アンケートをもとにした個人面談
- 11月 いじめに関する校内研修会②
- 12月 教育相談週間(三者面談)の実施
- 1月 児童生徒理解のための職員会議③
- 2月 学校生活アンケート（3回目）の実施
- 3月 学校生活アンケートをもとにした個人面談

### ◇ 教育相談体制の充実

定期的な教育相談は、いじめの早期発見や未然防止につながります。教育相談の実施に当たっては、全校の体制を整えることが必要です。たとえば、「教育相談週間」等を設けて、全校児童生徒を対象として、相談の相手は、学級担任に限らず、児童生徒の希望に応じる等の工夫をしながら、児童生徒が相談しやすい体制づくりを心がけることが大切です。

### ◇ いじめの問題の発生要因の分析 ～いじめの問題の再発防止に向けて～

校内のいじめの問題については、問題解決後に生徒指導部が中心となって、いじめの発生要因を分析するとともに、いじめを生まない学校づくりのための今後の指導方針等を提案し、全校の取組につなげます。いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるという認識のもと、いじめの問題から学んだことをどう生かせるかを協議することが、再発防止につながります。



### 3 職員会議・校内研修会

いじめの問題を正しく理解し、早期発見・早期対応を図るためには、児童生徒一人一人を理解するための職員会議や、教師自身の感受性や共感性を高める校内研修が必要です。いじめを予防するための職員会議や校内研修会は、「いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる」という認識のもと、切実感をもって主体的に参加できるような工夫をすることが大切です。特に、校内研修会では、事例研修会やロール・プレイングの手法を活用した演習等を取り入れると効果的です。

#### (1) 職員会議

職員会議は、「校内いじめ問題対策委員会」や生徒指導部での協議を通して示された指導方針等の共通理解や情報の共有化を図る場です。いじめの問題に対して、学校全体として組織的に対応するために、校長のリーダーシップのもと、全職員が協働して問題解決や未然防止に取り組もうとする意識を高めることが大切です。

#### 児童生徒理解のための職員会議(例)

《ねらい》 児童生徒一人一人の能力・特性や友人関係等を把握し、情報を共有するとともに、指導の基本的な方針を確認します。

《実施時期》 児童生徒の変容をとらえるために、学年当初（4月）、夏期休業中（8月）、学年末（3月）の年3回の実施が望ましいです。

《方法》 生徒指導主事等が作成した様式をもとに、担任が事前に記入したものを資料とします。年度当初（4月）の職員会議では、前年度の作成資料または引継ぎ資料を活用します。学校規模によっては、学年ごとに実施することも考えられます。会議では担任が資料をもとに、気になる児童生徒について状況を説明します。学級ごとに質疑を行い、情報の付加・修正をしながら共有するとともに、指導の基本的な方針を確認します。最後に、スクールカウンセラー等から専門的な助言を受けます。

《配慮事項》 作成した資料の扱いについては、児童生徒の個人情報として、学校における集団守秘義務の原則に従い、十分な配慮が必要です。

生徒指導主事(生徒指導担当)等が資料の様式を提示する

学級担任が様式にしたがって資料を作成する

職員会議 ※学校の規模によっては学年会議

○学級担任の説明⇒質疑応答

○スクールカウンセラー等の助言

◇ 《ダイジェスト版》を活用した資料様式（例）

《ダイジェスト版》活用シート（例）		3 年 1 組
児童生徒氏名	チェック欄	チェックポイント
	第1回（4月23日）	
青森さん	なし	① 遅刻・欠席・早退などが増えた。
秋田さん	なし	② 朝の健康観察の返事に元気がない。
石川さん	②⑧⑨	③ 教室には入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
岡山さん	なし	④ 学習意欲の低下や宿題等の忘れ物が増えた。
気になる児童生徒の行動等について		
石川さん	4月中ごろから、休み時間に遊ぶ友達が変わってきた。	

(2) 校内研修

校内研修は、自校の教育目標の達成や教育課題の解決のために、教職員一人一人の指導力向上や専門職として教育的力量を高めることを目的として実施するものです。いじめの問題に関する校内研修の内容としては、いじめの問題について共通課題を持ち、教師一人一人が考えを出し合い、解決に向けて具体的方策を導き出す研修が考えられます。

ここでは、教師自身の感受性や共感性を高めることを目的とした研修について、「いじめの問題に関する事例研修の進め方」と「ロール・プレイングの手法を生かした研修の進め方」を紹介します。

**教師自身の感受性や共感性を高める校内研修(例)**

多くの教師が、いじめの問題に関する知識は持っています。しかし、問題が表面化するまで気がつかなかったり、「このくらいまでなら大丈夫」と見過ごしてしまったりすることで、いじめの問題が深刻化する場合があります。

校内研修会を通して、いじめほどの学級でも起こりうるという危機意識をもち、児童生徒の心の動きを敏感にとらえる豊かな感受性と、苦しみを理解し支える共感性を高め、教師自身がいじめに対して毅然たる態度を示すことが大切です。

◇ いじめの問題に関する事例研修会の進め方（例）

ア 事例研修会の目的と進め方の説明（10分程度）	
○目的	解決すべき課題を発見する力を養う。 具体的かつ実践的な解決策を作成する。
○進め方	90分間の研修会の流れを説明する。
イ 事例の提示（5分程度）	
○資料	資料はA4用紙1枚にまとめる。 内容は、いじめの概要を時系列に整理したもの。 指導の内容や経過は記載しない。
ウ 課題の焦点化（10分程度）	
○質疑応答	参加者は、いじめの状況の理解や対応の在り方を考えるために必要な情報について質問する。事例提供者は、簡潔に答える。時間の節約のため必要最小限の答弁とし、付随事項は説明しない。
エ 対応策の検討（50分程度）	
○個人研究	課題解決に向けて、個人で対応策を考え、指導方針や手順等を説明できるように準備する。
○グループ協議	4～5人でグループを作り、対応策を立案する。 ・全員が発言できるように配慮する。 ・具体的で実行可能な対応策を検討する。 ・憶測で発言せず、事実に基づいて協議をする。
○全体協議	各グループの発表をもとに、参加者全員で、学校としての対応策を検討する。 ・質疑応答を行い、全体で協議し深める。 ・必ずしも一つの結論として解決策をまとめなくてもよい。
オ まとめ及び指導・助言（15分程度）	
○まとめ	事例提供者が実際に行った指導方法や経過及び結果について説明する。また、今後の対策について述べる。
○指導・助言	スクールカウンセラー等の講師による指導・助言を行う。

◇ ロール・プレイングの手法を活用した研修会の進め方（例）

ア 研修会の目的と進め方の説明（10分程度）	
○目的	いじめに関係した児童生徒や保護者の心情を共感的に理解する。 具体的かつ実践的な解決策を作成する。
○進め方	90分間の研修会の流れを説明する。
イ グループ編成（5分程度）	
○グループ編成（4グループ）	いじめられた児童生徒役（A班）・その保護者役（B班） いじめた児童生徒役（C班）・その保護者役（D班）
ウ ロール・プレイング（20分程度）	
○フリートーク	それぞれの立場になりきって心情を語る。 A班の課題 いじめられた児童生徒は何を感じ、どのような 思いで生活しているか、誰に何を訴えたいか、 などの心情を出し合う。 B班の課題 いじめられた児童生徒の保護者の思い、心の痛 み、学校への要望や不満、加害者への怒りなど を保護者に立場に立って出し合う。 C班の課題 いじめた児童生徒は何を感じ、どのような思い で生活しているか、なぜ、いじめ行為に至った か、などの心情を出し合う。 D班の課題 いじめた児童生徒の保護者の思い、心の痛み、 学校への要望や不満、行為の正当化などを加害 者側の立場に立って出し合う。
○カードの記入	それぞれの班で出し合った心情を、カード（心情カード）に 書いて掲示する。
エ 課題の整理（40分程度）	
○個人研究	「心情カード」をもとに、それぞれの立場の願いや訴えに応える ための「方策シート」を作成する。「方策シート」には、「誰が、 いつ、誰に、何を、どのようにするか」を具体的に記入する。
○全体協議	個人で作成した「方策シート」を発表し合い、保護者の要望や児

児童生の願いを共有するとともに、いじめの問題への対応策を共通理解する。

オ まとめ及び指導・助言（15分程度）

- まとめ 全体協議の内容をもとに、いじめを予防するための学校・学級づくりについて各自でまとめる。
- 指導・助言 スクールカウンセラー等の講師による指導・助言を行う。

※ 校内研修会は実効性のある内容が求められます。その場限りの演習・実習ではなく、今後の取組の具体策を明確にしましょう。

例えば、次のような「方策シート」を研修のまとめとして活用し、具体的な動きを明確にしておく等の工夫も考えられます。

※ ロール・プレイング等の演習については、スクール・カウンセラー等の専門的知識をもった指導者のもとで、研修を行うようにします。

方策シート（例）

いつから	いつまで	誰が	誰に対して	何をするか
4月24日		担任 学年主任	児童生徒宅	加害・被害それぞれの児童生徒宅を家庭訪問し、現在分かっている事実を伝える。
	4月25日	生徒指導主事	校長	把握した事実を整理して報告する。
4月25日	5月11日	養護教諭 及びSC	児童生徒 (被害者)	本人の不安や悩みを傾聴し、心の安定を図る。

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
銭谷 眞美

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。

これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

ついては、各学校及び教育委員会におかれては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いいたします。

## 記

### 1 いじめの早期発見・早期対応について

(1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

(2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

(3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

(4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。

(5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

### 2 いじめを許さない学校づくりについて

(1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要であること。

(2) いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にすることを教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

(3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

### 3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

## 〈趣旨〉

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教育委員会の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。

各学校・教育委員会においては、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの実情に応じて適切な点検項目を作成して、点検・評価を行うことが望ましい。

なお、「いじめ」の定義については、一般的には、「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

## 〈チェックポイント〉

## 学校

## (指導体制)

- (1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- (2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- (3) いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

## (教育指導)

- (4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- (5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- (6) 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- (7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- (8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- (9) 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- (10) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- (11) いじめられる児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- (12) いじめが解決したと見られる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。

## (早期発見・早期対応)

- (13) 教師は、日常の教育活動を通じ教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
  - (14) 児童生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
  - (15) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。
  - (16) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
  - (17) いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
  - (18) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
  - (19) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
  - (20) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
  - (21) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
  - (22) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。
- (家庭・地域社会との連携)
- (23) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
  - (24) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
  - (25) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
  - (26) PTA や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

《後略》

## 【引用・参考文献】

- ・「生徒指導上の諸問題の現状と文部科学省の施策について」 文部科学省 平成18年
- ・「学校教育相談の理論・実践事例集 いじめの解明」第一法規  
今井五郎・嶋崎政男・渡辺邦雄 編著 平成9年
- ・「新訂版 いじめ－教室の病い－」 金子書房 森田洋司・清永賢二 1994年
- ・「いじめのメカニズム」 教育出版 高野清純編著 1986年
- ・「いじめ問題の発生・展開と今後の課題」 黎明書房 今津孝次郎 2005年
- ・「いじめ・いじめられる青少年の心」 北大路書房 坂西友秀・岡本祐子編著 2004年
- ・「いじめ早期発見・指導の手引」 福岡県教育委員会 平成7年
- ・「不登校の解消をめざして」 福岡県教育センター研究紀要No. 147 平成16年
- ・「高めよう！子どもたちの規範意識！」 福岡県教育センター研究紀要No. 154 平成18年
- ・「はじめよう！自閉症の子どもへの支援」 福岡県教育センター研究紀要No. 156 平成18年
- ・「子どもの人権意識を高めるために」 福岡県教育センター研究紀要No. 157 平成18年

## 【編集委員】

教育相談等専門者会議委員	福岡大学	教授	林	幹	男
	九州大学	教授	野	島	一彦
	東和大学	教授	正	平	辰男
	福岡教育大学	教授	大	坪	靖直
	福岡県臨床心理士会	会長	浦	田	英範
	福岡県PTA連合会	委員長	寺	前	千賀子

福岡県教育委員会	教育振興部義務教育課	課長	村	尾	崇
		課長補佐	中	藺	宏
		主幹指導主事	家	宇治	正幸
		主任指導主事	村	上	伸一
		指導主事	井	ノ口	真一
		指導主事	後	藤	哲也
		指導主事	重	藤	公暢
		指導主事	熊	本	仁
	福岡教育事務所	指導主事	橋	爪	文博
	北九州教育事務所	指導主事	柴	田	孝行
	北筑後教育事務所	指導主事	堺		和弘
	南筑後教育事務所	指導主事	石	橋	雄二
	筑豊教育事務所	指導主事	柴	田	徹
	京築教育事務所	指導主事	魚	住	篤